

モバイルWi-Fi ルーターの無償貸出しのお知らせ

上山市教育委員会

上山市では、インターネットを活用した学習環境の整備促進のため、市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方に、無償でモバイルWi-Fi ルーターを貸出し（1世帯1台）します。貸出しを希望される方は、下記のとおり申請の手続きをお願いします。

1 貸出しする機器等



【貸出しする機器等の詳細】

- ①モバイルWi-Fi ルーター本体
- ②電池パック
- ③充電用 USB ケーブル
- ④AC アダプタ
- ⑤取扱説明書
- ⑥格納箱

2 費用負担

モバイルWi-Fi ルーターは無償で貸出しますが、SIMカード契約やインターネット接続に係る通信費、電気代等のモバイルWi-Fi ルーターの使用に伴い発生する費用は、各家庭での負担となります。

3 申請手続

(1) 申請に必要な書類

「家庭学習のための通信機器貸与申請書」 ※受付は随時
(管理課窓口(市役所3階)または上山市HPから入手できます。)

(2) 申請先

管理課(市役所3階)までお持ちいただくか、郵送により提出してください。
(〒999-3192 上山市河崎一丁目1-10 上山市教育委員会 管理課まで)

4 注意事項

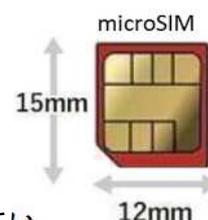
- (1) 使用するためにはSIMカードが必要です(携帯電話会社等にお問い合わせください)。なお、使用できるSIMカードは「microSIM」のみとなります。
- (2) 貸出しするモバイルWi-Fi ルーターは、SIMロックフリーの端末になりますが、SIMカードが使用できるかは契約する携帯電話会社等に確認してください。
- (3) SIMカードの取り付け及びSIMカードの初期設定は各家庭で行ってください。

- (4) 貸出期間は当該年度の3月末までです。継続して使用するためには、年度末に継続届を提出していただきます。
- (5) インターネット環境の整備等により、モバイルWi-Fi ルーターが必要でなくなった場合は速やかに返却してください。

5 貸出しするモバイルWi-Fi ルーターについて

メーカー	富士ソフト株式会社
商品名・型番	LTE モバイルルーター +F FS030W

※SIM ロックフリーの端末となります。3大キャリア（ドコモ、ソフトバンク、au）とそのサブブランドであるワイモバイル、UQモバイルのSIMカードが利用できます。その他の事業者については、契約する携帯電話会社等にご確認ください。



※貸与するモバイルWi-Fi ルーターは、microSIM規格のみ対応しています（nanoSIMは対応していません）。

6 自宅にWi-Fi 環境を整備する方法

貸出しするモバイルWi-Fi ルーターのほかに、下記の方法によりWi-Fi 環境を整備することができます。

(1) 光回線とWi-Fi ルーター

自宅に直接光ファイバーを引き込んでインターネットに接続する方法です。高速・大容量で安定していますが、開通工事が必要となります。光ファイバーの引き込み後、Wi-Fi ルーターを設置することでWi-Fi 環境が整います。

(2) 据置型Wi-Fi ルーター（ホームルーター）

コンセントにつなぐだけでWi-Fi 環境が整い、インターネットへ接続することができます。工事不要ですぐに使えます。

7 Wi-Fi 環境の整備に向けて

Wi-Fi 環境の整備については、各家庭により状況が異なりますので、各家庭において最適な方法により整備を検討してください。また、使用している携帯電話とセットで割引となるプランなどもあるので、契約している携帯電話会社に問い合わせる方法もあります。

なお、既に家庭のパソコンでインターネットを利用している場合は、モバイルWi-Fi ルーターの貸与を受けて新たに通信契約するよりも、自宅のモデムにWi-Fi ルーターを接続する方が経済的な場合があります。家庭における現在の通信環境を確認した上で検討をしてください。